

吹田サステイナブル・スマートタウン
Suita SST base 使用規約

第1条（総則）

（仮称）吹田市岸部中5丁目プロジェクト（以下「吹田SST」という）内のOGU HOUSE 吹田SSTの1階に設置する「Suita SST base」は、地域住民の新睦や利便を目指して設置するとともに、吹田SSTの街づくりや先進技術をプレゼンテーションする場所として活用することを目的として整備、運営する。

第2条（目的）

この規約は、「Suita SST base」の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第3条（用語の定義）

この規約において、次の各号とおり用語の定義を定める。

（1）Suita SST base

吹田SST内の単身者共同住宅1階に設置するスペースで、別図に示すエリアのことをいう。

（2）TMO

Suita SST base の管理運営を行うタウンマネジメント機関。

（3）専用使用

イベント等を行うために、一時的に貸し出す使用形態であり、TMOの使用許可を得たうえで使用が可能。

（4）貸出備品

吹田SST内の決められた場所での使用に限り貸し出しが可能な、TMOが所有する備品（別紙1）。

（5）使用者

Suita SST baseを使用する者。

第4条（禁止事項）

Suita SST baseを使用する者は、次の各号の行為をしてはならない。

（1）財産に関すること

- ア．工作物や設備を破損し、または汚損すること。
- イ．床の油シミや施設の破損など、原状復帰が困難であると予想される行為。
- ウ．TMスペースの備品等を持ち出すこと。

（2）他社へ迷惑をかける行為や危険な行為

- ア. ペットの同伴や鳥獣魚類の持ち込み。
- イ. 打楽器や生ドラムの演奏、その他大きな音を発する行為。
- ウ. アンプやスピーカー等による過度な音響演出。
- エ. 火気をもてあそんだり、その他危険な遊戯。
- オ. 過度な照明や電飾等の使用。
- カ. Suita SST base内および敷地内での喫煙および飲酒。

(3)地域のモラルに反すること

- ア. はり紙若しくははり札をし、または広告及びこれらに類するものの表示。
- イ. 使用許可申請の目的とは関係のないチラシ類の配布。
- ウ. 政治や宗教色の強いイベント。
- エ. 反社会的勢力の利益になると認められる行為。
- オ. 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害する恐れがある行為。
- カ. その他、周辺地域の生活や事業活動に支障がある行為。

(4)申請手続きに関すること

- ア. 虚偽の申請による利用。
- イ. 他者へ転貸することを目的とした行為。

第5条（使用時間等）

Suita SST baseの使用時間は、原則として午前10時から午後16時までとする。

第6条（専用使用許可申請）

1. Suita SST baseを専用使用しようとする者は、電子メールでSuita SST base 専用使用許可申請書（様式1）をTMOに提出するか、ウェブサイト上の申請フォームより申請し、使用許可を受けなければならない。
2. 専用使用許可を受けた後に、使用目的その他の申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨をTMOに申し出て、新たに許可を受けなければならない。

第7条（申込期間）

専用使用許可申請は、使用日の2か月前の日から7日前までに受付を行う。

第8条（専用使用許可）

1. TMOがSuita SST baseの専用使用を許可したときは、電子メールにより申請者に通知する。
2. 専用使用方法については、あらかじめTMOと協議し、その指示に従わなければならない。

第9条（専用使用許可の取消し）

専用使用許可を受けた者は、Suita SST base 使用許可を受けた後に使用しなくなったときは、直ちにその旨をTMOに申し出て、取消しの手続きを行わなければならない。

第10条（当日の使用手順）

1. 専用使用許可を受けてSuita SST baseを使用する場合、使用当日は、Suita SST base 使用許可書をSuita SST baseでTMO職員に提示し、確認を受けてから使用しなければならない。
2. 貸出備品を使用する者は、TMOから倉庫の鍵を預かり、必要な備品を取り出し使用することが出来る。
3. Suita SST baseの使用後は、この使用規約に従って速やかに現状に復するとともに、TMOの確認を受けなければならない。
4. 備品を使用した者は、備品を所定の場所に返却するとともに、倉庫の鍵をTMOに返却しなければならない。

第11条（専用使用の不許可）

次の各号の一に該当するときは、その専用使用を許可しない。

- (1) TMOの管理上支障があるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 政治活動に利用するおそれがあるとき。
- (4) 宗教活動に利用するおそれがあるとき。
- (5) 企業・団体・個人等の営業活動や活動目的に合致しない行為を行うとき。
- (6) その他、TMOが不適當と認めるとき。

第12条（専用使用許可の変更）

1. 次の各号の一に該当するときは、TMOは使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。
 - (1) 使用許可申請書に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 使用許可時の条件に違反したとき。
 - (3) 災害その他の不可抗力により使用できなくなったとき。
 - (4) その他、TMOが特に必要と認めるとき。
2. 前項の措置によって損害が生じることがあっても、TMOはその責を負わない。

第13条（遵守事項）

Suita SST baseを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) Suita SST baseの使用に伴い持ち込んだ物品は、必ず持ち帰ること。

- (2) Suita SST baseを使用した際に発生したゴミは、使用者が各自で持ち帰ること。
- (3)使用者は、他の使用者に迷惑をかけることのないように使用すること。
- (4)単身者共同住宅に設置されている駐車場および駐輪場を使用しないこと。

第14条（原状復帰）

使用者はSuita SST baseの使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。原状復帰の範囲は、使用により発生したゴミの持ち帰り、汚れた場合の床や備品の清掃、備品の定位置への片付けをいう。

第15条（損害賠償）

Suita SST baseの使用に際し、他の使用者、通行人又はTMOの物品、工作物等に対し、自己の責に帰すべき事由により損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

第16条（使用料）

1. 専用使用の使用許可を受けた者は、次の各号に定める使用料をTMOへ納付しなければならない。

（税込）

貸出単位	個人が使用する場合		企業・団体が使用する場合	
		吹田 SST 居住者		吹田 SST 事業者
1 時間	500 円/時間	無料	1,000 円/時間	500 円/時間

2. TMOは、前条に関わらず、希望する者との個別協議により、別途使用料の取り決めを行うことができる。
3. 貸出備品の使用料については、別紙1のとおりとする。

第17条（TMOの免責）

TMOは天変地変、火災、盗難、その他事由の如何を問わず、使用者が被った損害について一切の責を負わないものとする。

第18条（TMOの協働）

1. Suita SST baseの管理運営については、TMOにおいて協議を行うこととする。
2. TMOは、協議での意見・提案を踏まえ、Suita SST baseの管理運営を行うこととする。
3. この使用規約は必要に応じてTMOで協議の上改訂および廃止することができる。

附則

この細則は、2022年4月1日より施行する。

別図



Suita SST base

